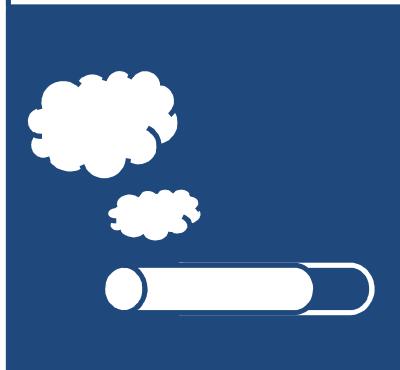


令和3年度

図で見る 豊島区の税
税務概要ビジュアル版



豊島区 区民部 税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、毎年約 25%前後は区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税や納税の状況は、あまりご存じないという方が多いのではないかでしょうか。

そこで、区民の皆さんに区税の状況等をわかりやすくお知らせするために、Q&A形式のデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方に置いて考えるきっかけにしていただければ幸いです。

令和4年1月

豊島区区民部税務課

目 次

第1章 財政

1 豊島区の収入	2
2 特別区（23区）の収入	3
3 税金などの使われ方	4

第2章 豊島区の税収

1 特別区税の内訳	6
2 豊島区の税収の推移	7

第3章 特別区民税の課税状況

コラム① 住民税とは？	9
コラム② 住民税の計算方法とは？	10
1 納税義務者数と課税額の推移	12
2 1人あたりの特別区民税負担額の比較	13
3 所得区分別 納税義務者数	14
4 課税標準段階別 納税義務者数	15
5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）	16
6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）	17
7 納税義務者の年齢構成（豊島区）	18
8 ふるさと納税の推移	19
コラム③ ふるさと納税とは？	20
コラム④ 住民税の納め方とは？	22
コラム⑤ 特別区民税の主な改正内容について	23

第4章 納税状況等

1 納税の方法（納税方法の種類と割合）	26
2 収納率の推移	27
3 滞納者の年齢及び滞納額	28
4 分割納付と納税の猶予	29
5 督促・催告の推移	30
6 差押え件数と滞納額の推移	31
7 口座振替加入者数・率の推移	32
8 税証明発行数の推移	33
コラム⑥ 税金の還付とは？	34
コラム⑦ 収納率向上のための取り組み	35

第5章 軽自動車税	
1 軽自動車税（登録台数・税収）の推移	37
2 軽自動車税（収納率）の推移	38
3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較	39
4 23区別人口に対する軽自動車保有率	39
コラム⑧ 軽自動車税の歴史と新たな制度	40
第6章 たばこ税・入湯税	
1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移	42
2 たばこ税収入の23区比較	43
3 23区の税収に占めるたばこ税の割合	43
4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）	44
コラム⑨ たばこ税とは？	45
コラム⑩ 加熱式たばことは？	46
コラム⑪ 入湯税とは？	46
第7章 狹小住戸集合住宅税	
1 狹小住戸集合住宅税の課税概要	48
2 税創設の経緯	49
3 税収の推移	50
4 税による効果	50
使用データ	51
別冊資料 令和3年度 稅務概要（データ版）	73

第1章 一財政一

1 豊島区の収入

2 特別区(23区)の収入

3 税金などの使われ方

1

1 豊島区の収入

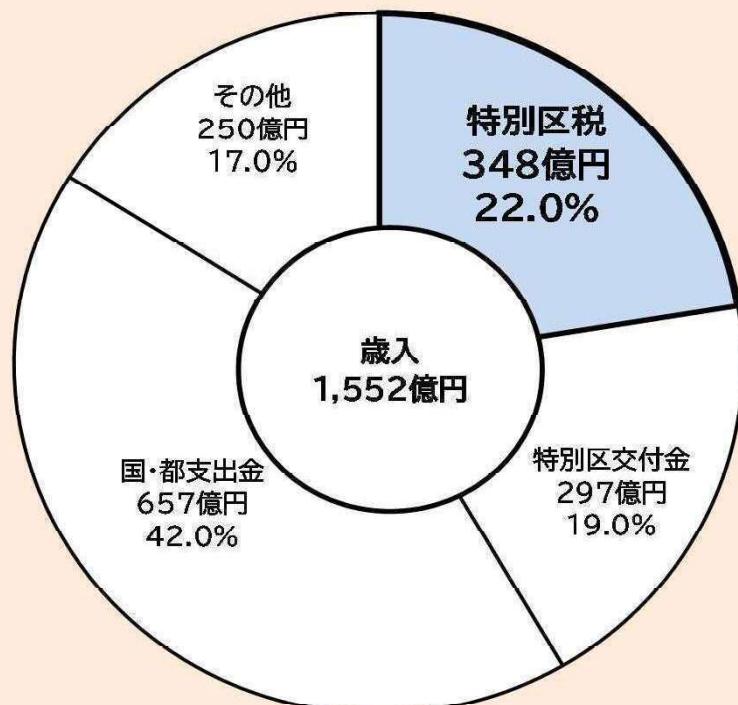


豊島区にはどんな収入がありますか？
そのうち税の収入はどれくらいありますか？

令和2年度の豊島区の収入は1,552億円です。
そのうち税の収入は348億円で約22%を占めています。



豊島区の歳入決算(令和2年度)



P O I N T

豊島区の収入のうち、毎年約25%前後が税による収入となっており、一般会計歳入の大きな割合を占めています。

2年度の一般会計歳入決算は前年度を上回りました。特別区税の金額は増えましたが、歳入全体に占める割合は相対的に下がりました。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

2 特別区（23区）の収入

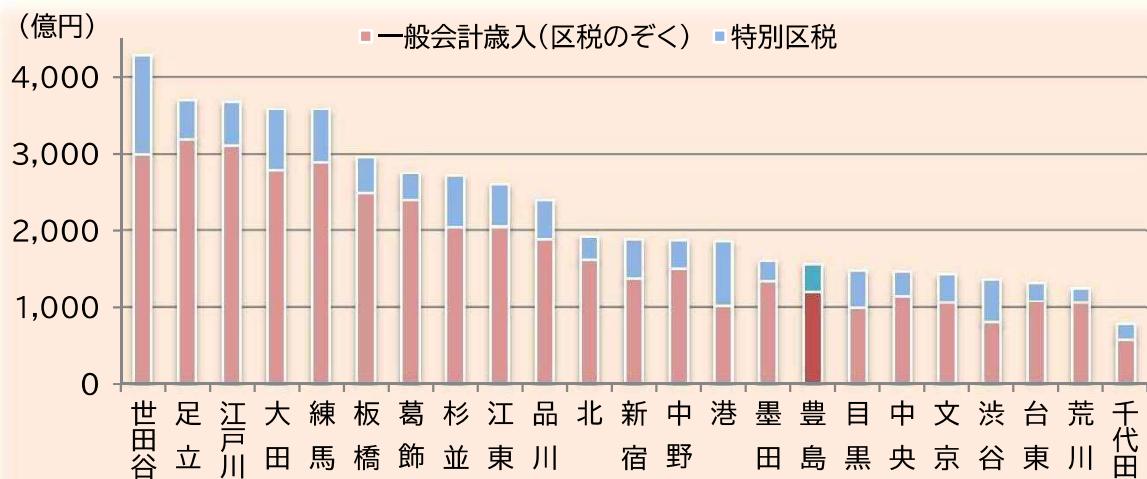


他の区の収入はどれくらいですか？

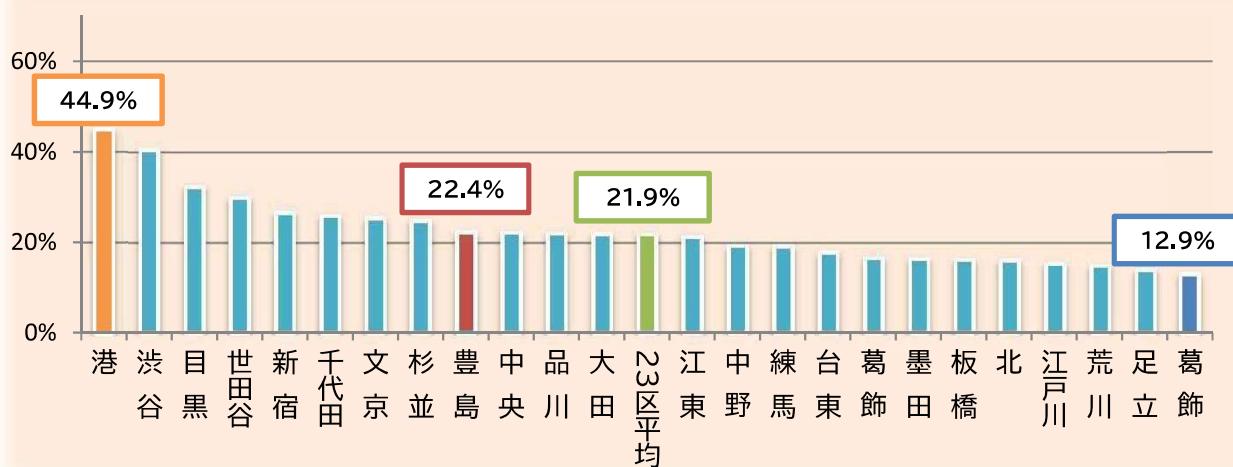
23区で比較すると収入が多い区では4,286億円、少ない区では794億円です。また、特別区税収入は、多い区は1,286億円、少ない区は184億円です。



23区の「収入と税収」(令和2年度)



23区の「区の収入に占める税収の割合」(令和2年度)



P O I N T

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であり、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。

3 税金などの使われ方



区の予算はどのように使われているのですか？

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。

令和3年度予算を1万円に置き換えると次のようにになります。



高齢者、障害者福祉、生活保護など 	保育園の運営、児童手当の給付など 	幼稚園、小・中学校、放課後対策など
まちづくり、防災など 	広報、電算、その他区役所の運営など 	公園・児童遊園、緑化など
清掃、リサイクル、環境対策など 	道路、自転車対策など 	文化、スポーツ、図書館など
健康づくり、保健所の運営など 	借入金の返済 	商工業・観光の振興、勤労者福祉など
戸籍事務、区民事務所の運営など 	各基金の積立て 	税を集めるため
区民ひろばの運営など 	区議会の運営 	選挙・監査

10,000円

第2章 一豊島区の税収—

1 特別区税の内訳

2 豊島区の税収の推移

2

1 特別区税の内訳

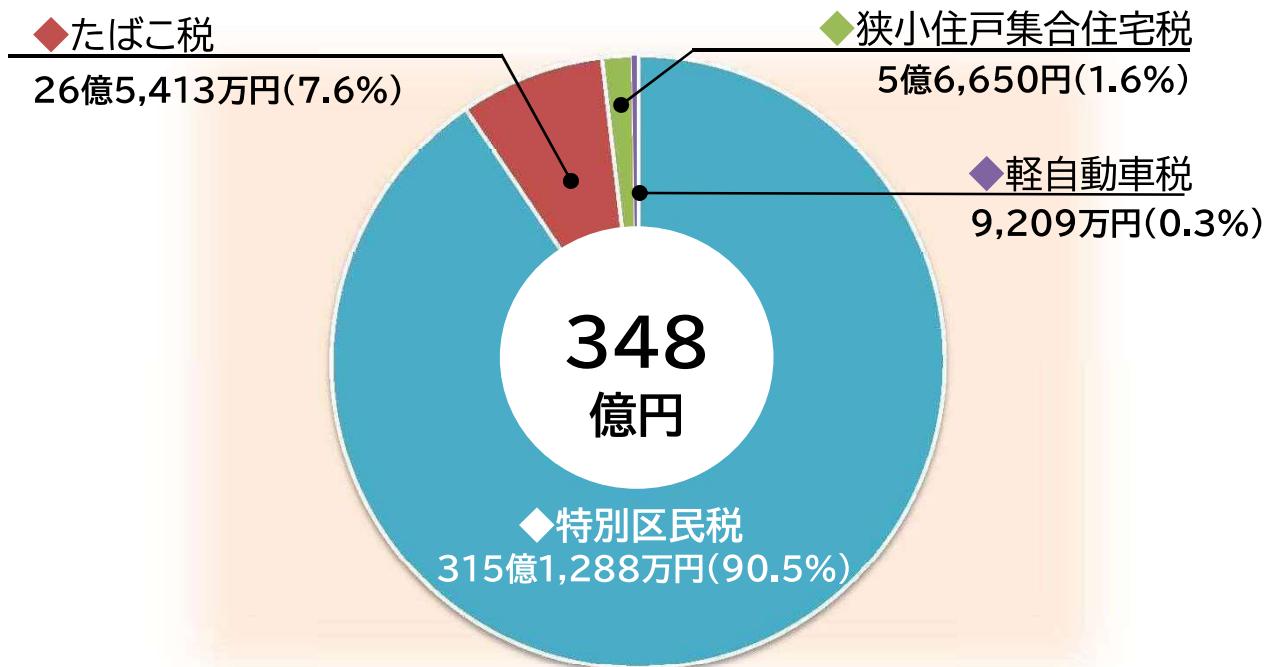


豊島区の税にはどのようなものがありますか？

令和2年度の豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。



豊島区の税の内訳(令和2年度決算)



P O I N T

○ 特別区民税

⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住民登録地で課税します。

○ たばこ税

⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税します。

○ 狹小戸集合住宅税(通称:ワンルームマンション税)

⇒30m²未満の戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税します。

○ 軽自動車税

⇒種別割は、軽自動車等(軽自動車、原付バイク等)に対し主たる定置場の所在する市町村において、4月1日現在の所有者に課税します。※環境性能割は後述参照

2 豊島区の税収の推移

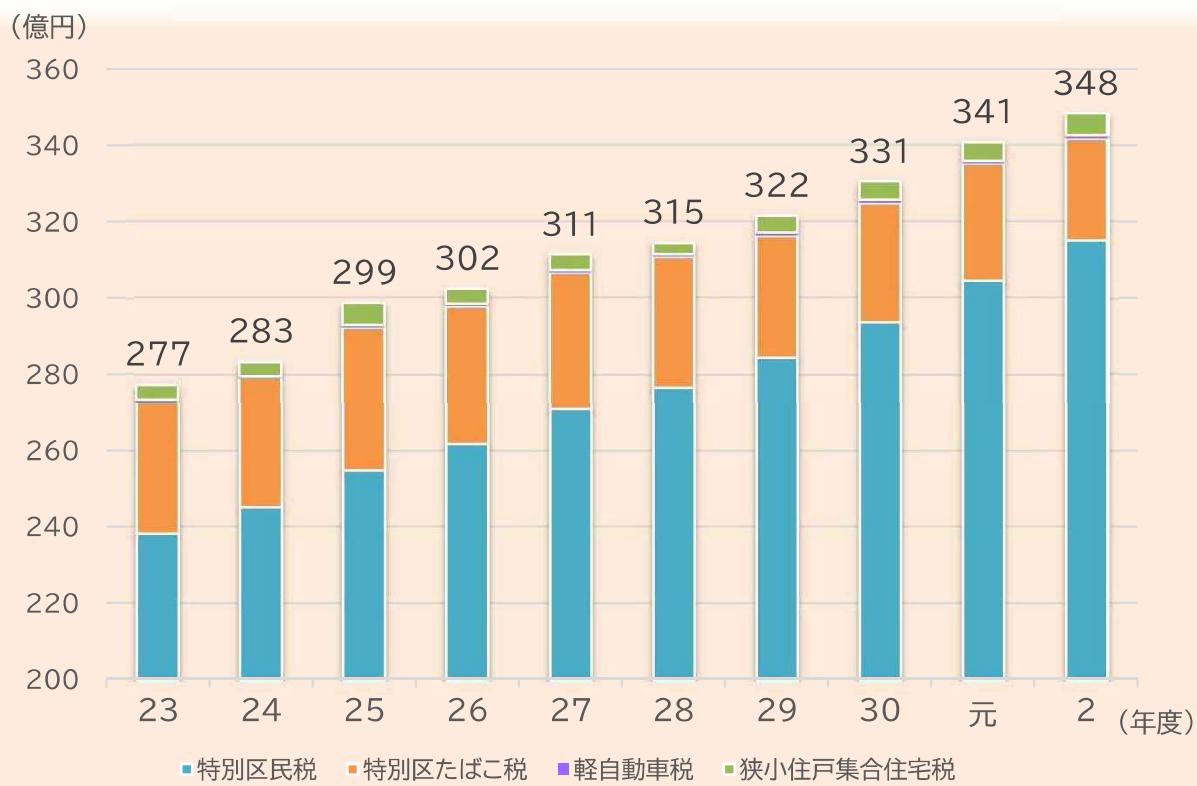


豊島区の税の収入はどのくらいですか？

令和2年度決算は、豊島区の税収は4つの税を合計して348億円です。



特別区税の内訳と収入額の推移



P = O = I = N = T

豊島区の税収は、特別区民税が大半を占めています。直近10年間は増加傾向にあり、令和2年度は4税合計348億円(6年連続過去最高)、特別区民税は315億円(4年連続で過去最高)となりました。

特別区民税は、前年の所得に課されるため、コロナ禍の影響は令和3年度以降の税収に反映されるものと考えられます。

第3章 —特別区民税の課税状況—

コラム① 住民税とは？

コラム② 住民税の計算方法は？

1 納税義務者数と課税額の推移

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

3 所得区分別 納税義務者数

4 課税標準段階別 納税義務者数

5 課税標準段階別 納税義務者数割合(23区)

6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)

7 納税義務者の年齢構成(豊島区)

8 ふるさと納税の推移

コラム③ふるさと納税とは？

コラム④住民税の納め方とは？

コラム⑤特別区民税の主な改正内容について



税務概要
コラム①

住民税とは？

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいのかたや、豊島区内で個人事業を行なっているかたに納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税	特別区民税
所得割(税率 4%)	所得割(税率 6%)
前年の所得に応じて課税されます	
均等割(定額 1,500円)	均等割(定額 3,500円)

住民税の申告が必要な主な場合

○その年の1月1日に豊島区に居住し、前年中に以下のような所得があった場合

- ・給与所得があった方で、給与支払報告書が豊島区に提出されていないかた
 - ・営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があったかた
- ※原則としてまずは確定申告をする必要があります、確定申告をしたかたは改めて住民税の申告をする必要はありません。
- ・公的年金受給者で年金以外に所得のある方、または控除内容に追加・変更のあるかた

収入がない・少ないかた(非課税)でも申告が必要な場合

- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合
 - ・非課税証明書の発行が必要な場合
- ※区内在住者に扶養されているかたは、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は必ず住民税の申告が必要になります。

住民税の納付方法

納付方法は以下の3つがあります。

1. 普通徴収(納税者本人が直接納める)
2. 特別徴収(給与から差し引いて納める)
3. 年金特別徴収(年金から差し引いて納める)

詳細はコラム④をご覧ください。

※住民税が非課税のかたには、納税通知書・納付書はお送りしておりません。

税務概要
コラム②

住民税の計算方法は？

住民税は、「均等割」と「所得割」に分かれています。

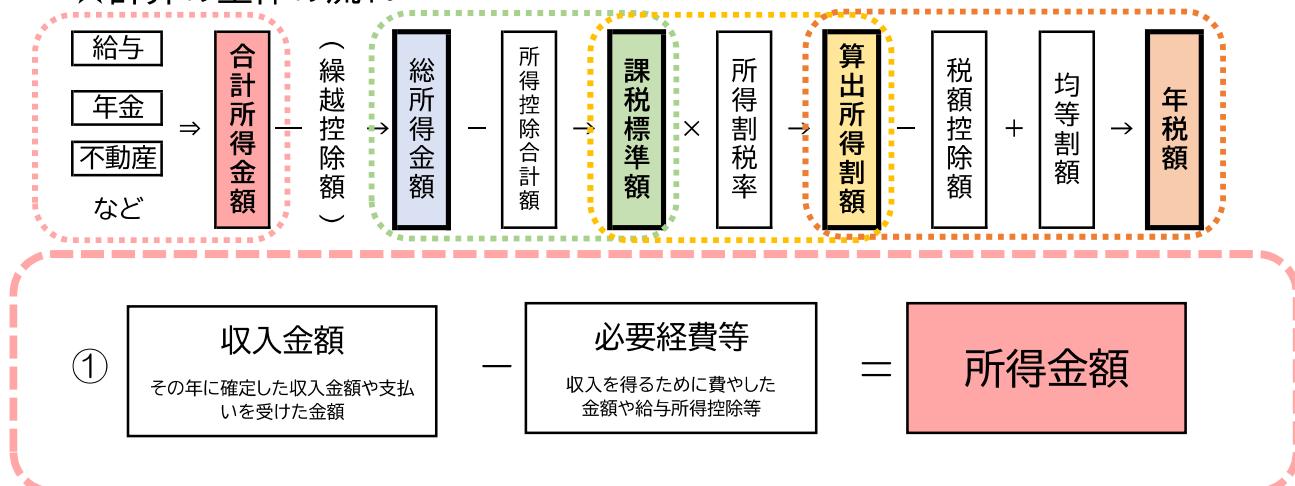
均等割額は定額で課税され、原則5,000円です。

所得割額は所得に応じて課税され、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合、計算方法は異なります。

★計算の全体の流れ



⑤ 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。

給与収入や年金収入は、必要経費の算出が難しいため、一定の額を差し引くことになります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

$$\text{⑥ 総所得金額} - \text{所得控除合計額} = \text{課税標準額}$$

社会保険料控除や扶養控除などの合計額

1,000円未満は切り捨て

※総所得金額=所得金額の合計から繰越控除金額を差し引いたもの

⑦ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除
など

人的控除
配偶者(配偶者特別)控除
扶養控除
障害者控除
など



③

課税標準額	×	特別区民税率 6%	=	特別区民税 算出所得割額
	×	都民税率 4%	=	都民税 算出所得割額

- ◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。

④

特別区民税 算出所得割額	-	税額控除 寄附金税額 控除、住宅ロー ン控除など	+	区:均等割額 3,500円	=	年税額
都民税 算出所得割額				都:均等割額 1,500円		

- ◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。

税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を合わせた金額が、年税額になります。

税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除
など

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

非課税判定とは…

前年の所得が一定金額以下の場合は住民税がかかりません。

- ◎均等割・所得割ともにかかるないかた(住民税が非課税になるかた)

合計所得金額が【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1】×35万円 +10万円 +21万円 以下

- ◎所得割がかからないかた(均等割のみ課税されるかた)

総所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1】×35万円+10万円 +32万円 以下
※扶養している人がいない場合は、21万円、32万円の加算はありません。

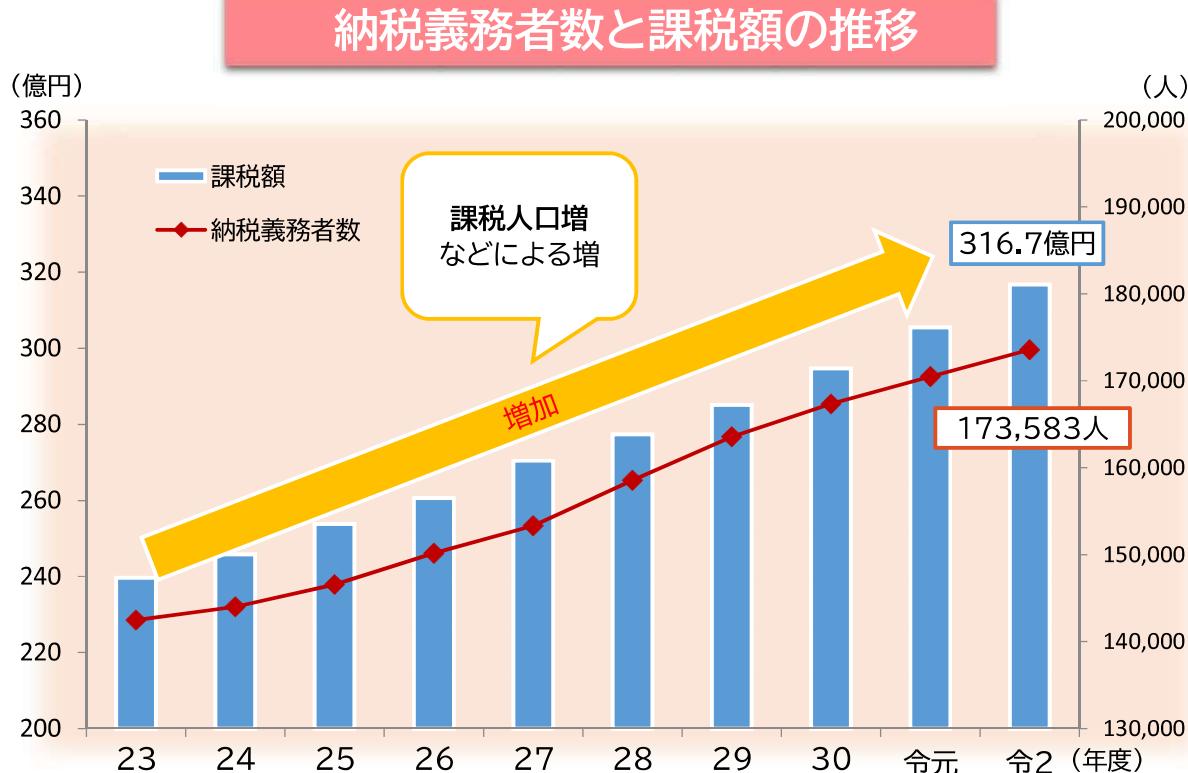
1 納税義務者数と課税額の推移



豊島区で住民税がかかる人は何人いますか？
かかっている住民税の合計額はどれくらいですか？



令和2年度の納税義務者数は約17.3万人、
課税額は約316億7,800万円です。



P O I N T

納税義務者数(都民税・区民税を納めていただくかた)および課税額は、年々増加しています。令和2年度は前年と比べ納税義務者数は約3,000人、課税額は約10億円増加しており、増加幅は例年と同程度です。

課税額が変動する要因は主に、①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。

①については、転出入による人の入れ替わり等が影響します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増により納税義務者数は増加します。このような原因によって納税義務者数が増減すれば、それに応じて課税額も増減することになります。

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

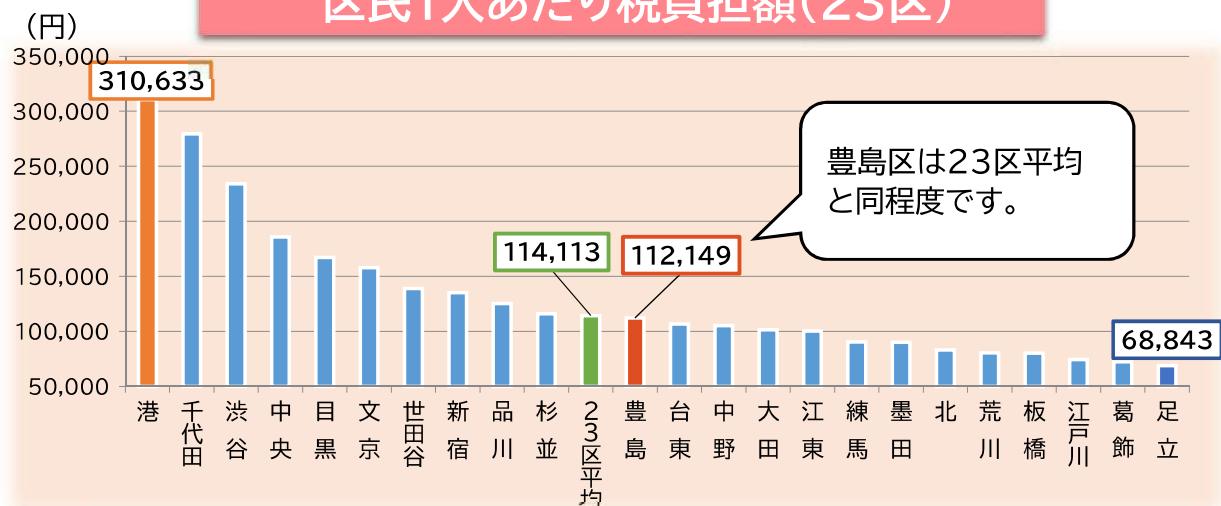


1人あたりどのくらい住民税を負担していますか？
それは、区によって違いますか？

令和2年度の豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は
約112,149円、23区で比較すると11番目の規模です。
課税対象者1人あたりは、約191,293円、11番目の規模です。

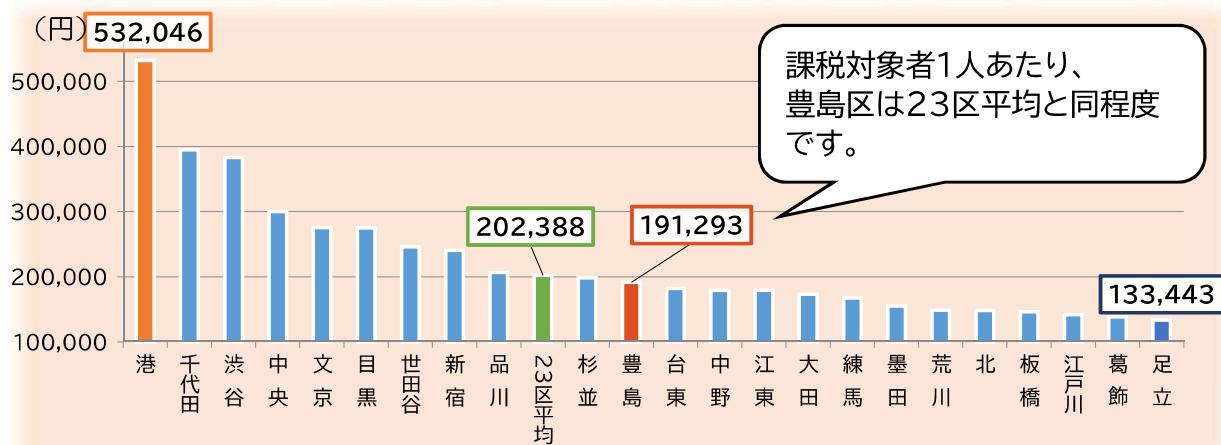


区民1人あたり税負担額(23区)



豊島区は23区平均と同程度です。

課税対象者1人あたり税負担額(23区)



課税対象者1人あたり、
豊島区は23区平均と同程度です。



P O I N T

23区の区民・課税対象者1人あたりの税負担額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区内で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.5倍、課税対象者1人あたりでは約4倍の差があります。

3 所得区分別 納税義務者数

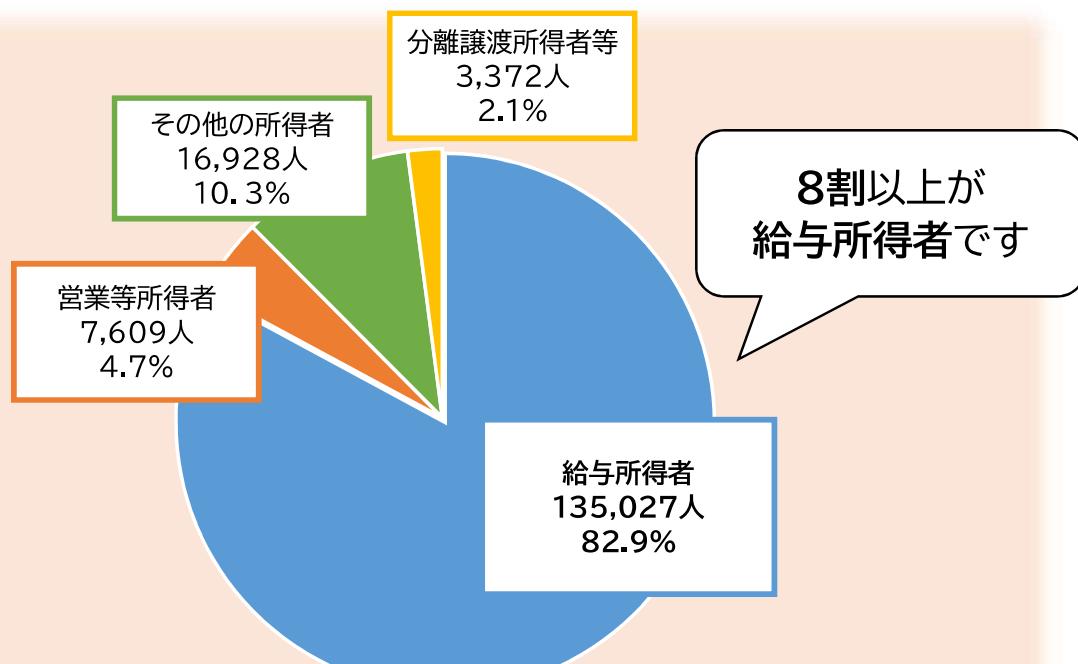


豊島区で住民税がかかっている人には
どんな種類の収入がありますか？



例年1番多いのは給与所得者で、
全体の約8割を占めています。

所得区分別 納税義務者数(3年度)



※納税義務者のうち、均等割・所得割ともに課税になっている人が対象です。



P O I N T

所得の種類には、給与、公的年金、営業、不動産、譲渡等があります。

令和3年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は5%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は10%です。この割合は年度ごとに大きな変化はなく、例年同程度の割合です。

4

課税標準段階別 納税義務者数

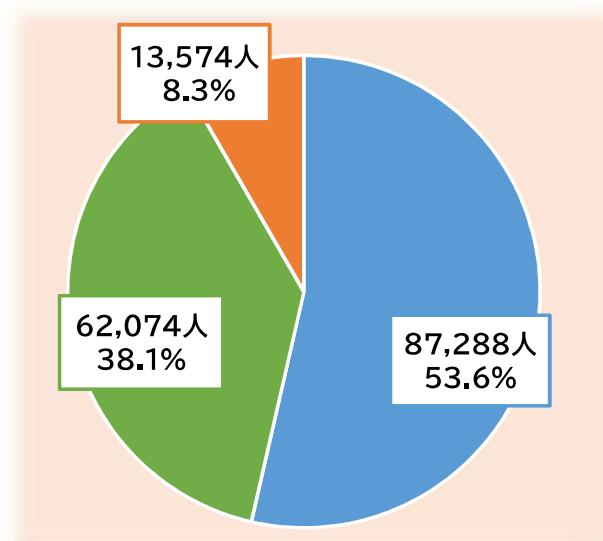


どのくらいの所得の人が、
どんな割合で課税されていますか？

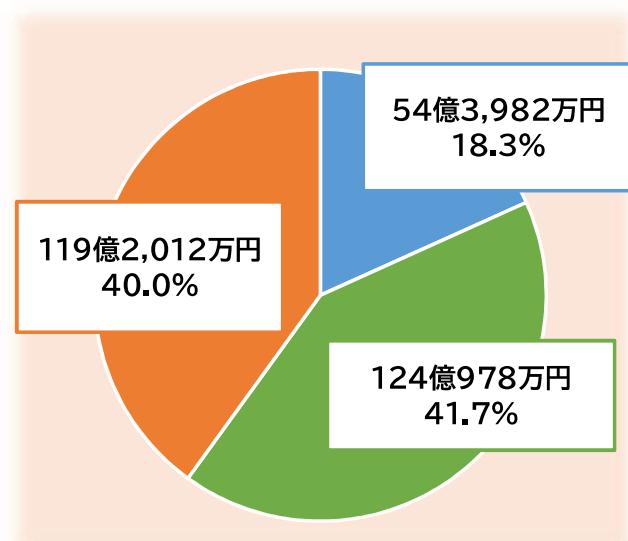
令和3年度においては課税標準額が200万円まで
の方が半数以上を占めています。



納税義務者の割合



所得割税額の割合



課税標準額

■200万円以下 ■200万円超～700万円以下 ■700万円超



P O I N T

課税標準額とは、所得から各種所得控除額(社会保険料控除等)を引いた金額のことです。

令和3年度の納税義務者の割合は課税標準額が200万円以下の方が半数以上を占め、200万円超～700万円以下の方が約4割、700万円超の方が約1割ですが、所得割税額の割合は、課税標準額が200万円以下の方が約2割、200万円超～700万円以下の方が約4割、700万円超の方が約4割となっています。

納税義務者の割合、所得割税額の割合は、ここ数年大きな変化はありません。

5

課税標準段階別 納稅義務者数割合(23区)

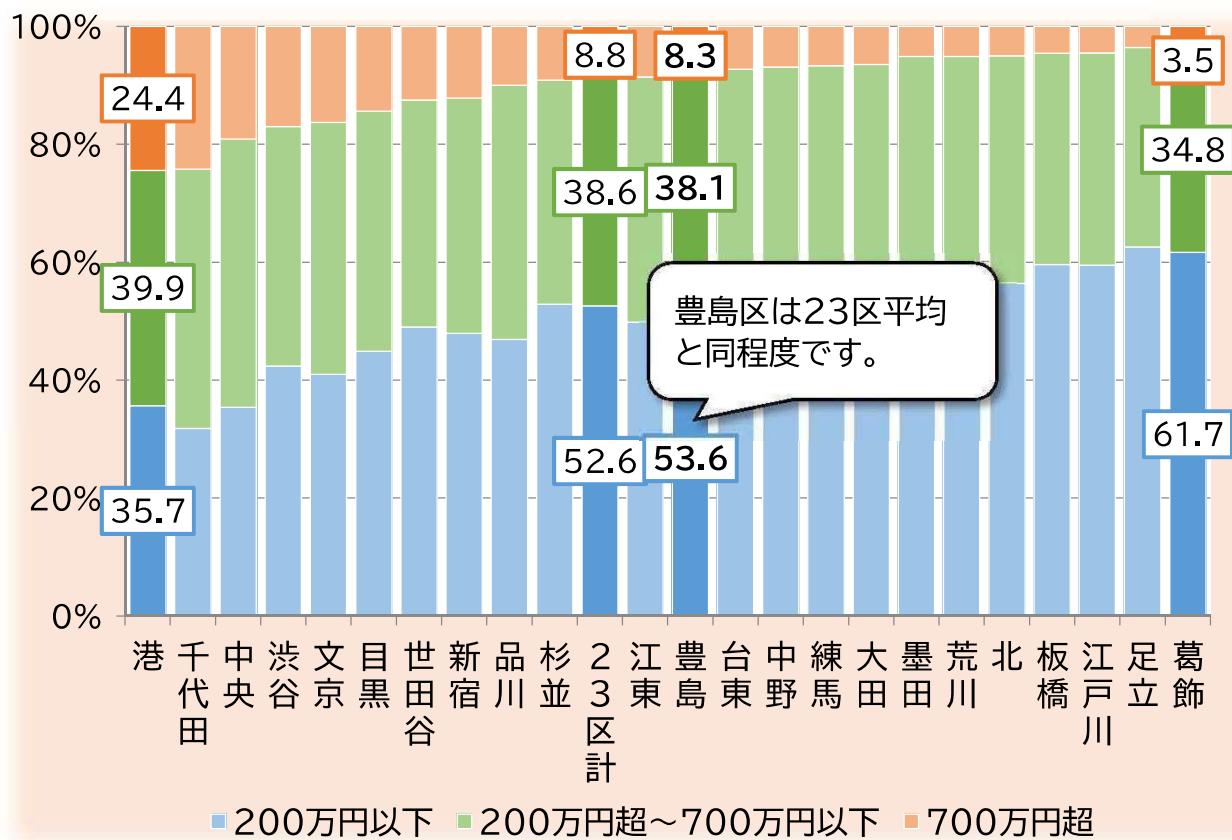


23区で比較して、どのくらいの所得の人が、どんな割合で課税されていますか？

23区の状況は、下表のとおりさまざまです。豊島区は課税標準200万円以下の層が約5割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割となっています。



課税標準段階別構成(23区)[3年度]



P O I N T

23区の課税標準段階別の納稅義務者構成を比べると、様々であることがわかります。700万円(給与だと約900万円程度)超の層が24%を超える区もあれば、3%台の区もあります。一方、200万円以下(給与だと約300万円程度)の層が60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。

6

課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)



どんな所得の人がどのくらい課税されているかは
区によって違いますか？

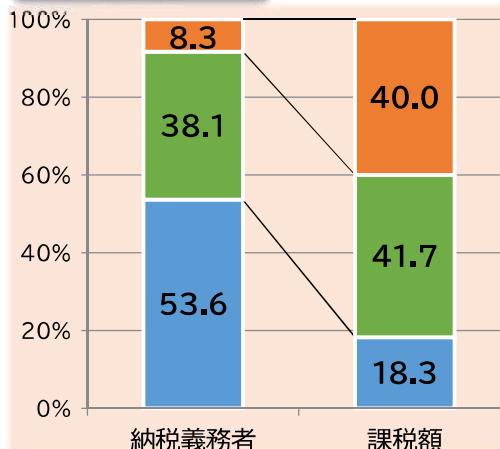
23区によって大きな差があります。

豊島区は23区平均と同程度で、人数の1割にあたる課税標準額700万円超の納税義務者層が、課税額の約4割を占めています。

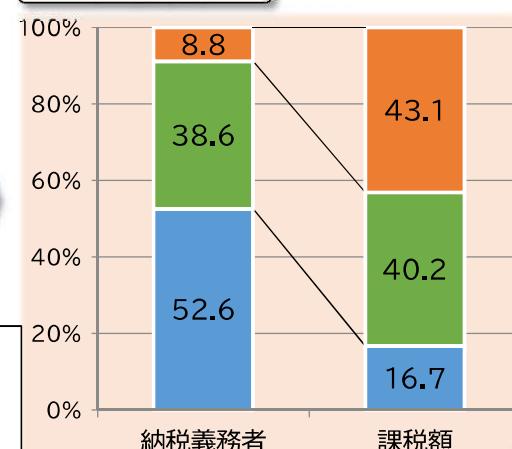


課税標準段階別税収構造(23区)[3年度]

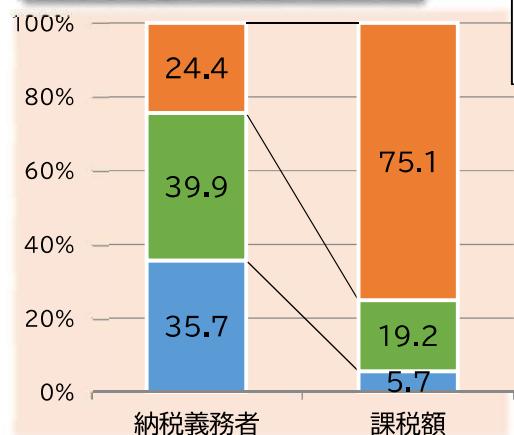
豊島区



23区平均

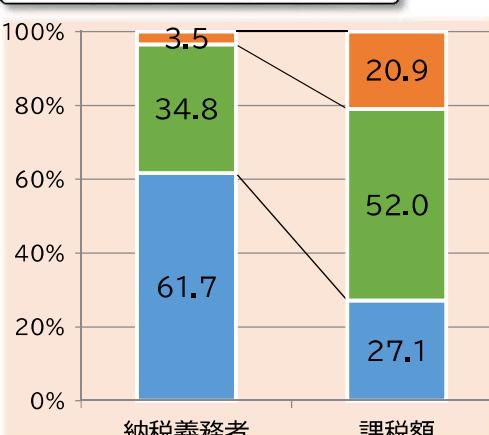


700万円超の所得層が最大の区



同程度

700万円超の所得層が最小の区



大きな
差



P O I N T

700万円超の所得層が最大の区は、2割の人数である課税所得700万超の層が、課税額の7割を占めています。また、700万円超の所得層が最小の区は、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税額の割合では2割程度です。

この結果から、税収構造は、23区内で非常に大きな差があることがわかります。

7

納税義務者の年齢構成（豊島区）

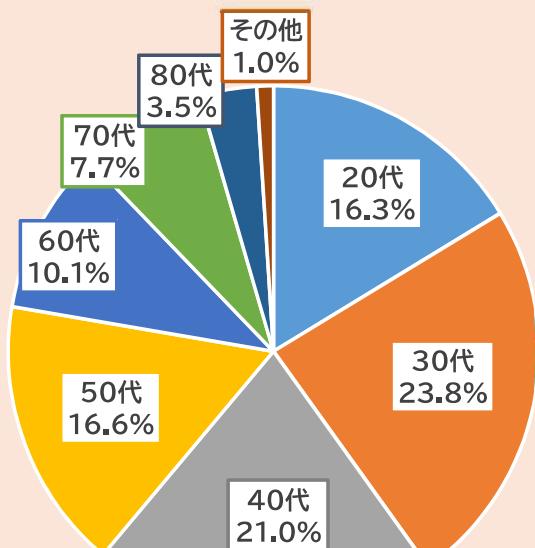


納税義務者数と課税額を年代別にみると
どうですか？

令和3年度は、20代～50代が全体の約8割になります
が、内訳は「納税義務者数」で見る場合と「課税額」で見る
場合で異なります。

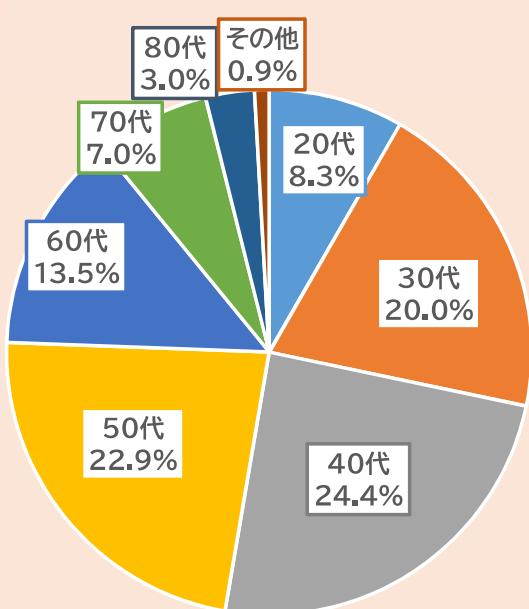


年代別納税義務者数の割合



母数:169,539人

年代別課税額の割合



POINT

納税義務者数の割合は「30代」が最も多い、次いで「40代」、「50代」と続いています。

一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約3倍になります。

また、全体の割合から見るとわずかですが、「その他」の中には「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

8 ふるさと納税の推移



豊島区では、どのくらいの人が、合計でいくらふるさと納税を行っていますか？

令和2年中に行われた地方自治体への寄附は、約28,000人、約35億7,600万円でした。

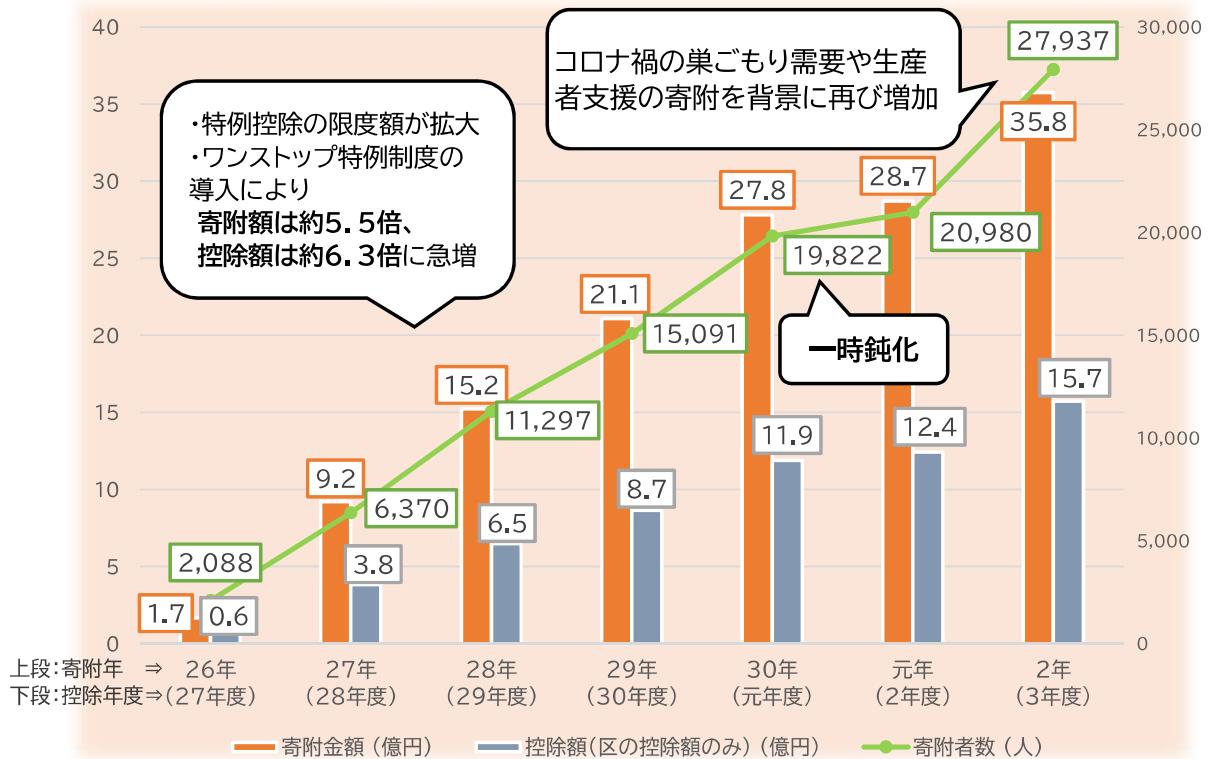
これによる令和3年度区民税からの控除額は約15億7,400万円となり、前年度の約1.3倍となっています。



ふるさと納税の推移

(億円)

(人)



P O I N T

平成27年に、特例控除限度額の拡大やワンストップ特例の開始により、寄附金額は前年の約5.5倍に急増しました。その後も、ふるさと納税の実績は増加し続け、令和2年中の寄附金額は約35.8億円、これによる翌年度の住民税の控除額は約15.7億円となり、財源流出の影響が懸念されています。

税務概要
コラム③

ふるさと納税とは？

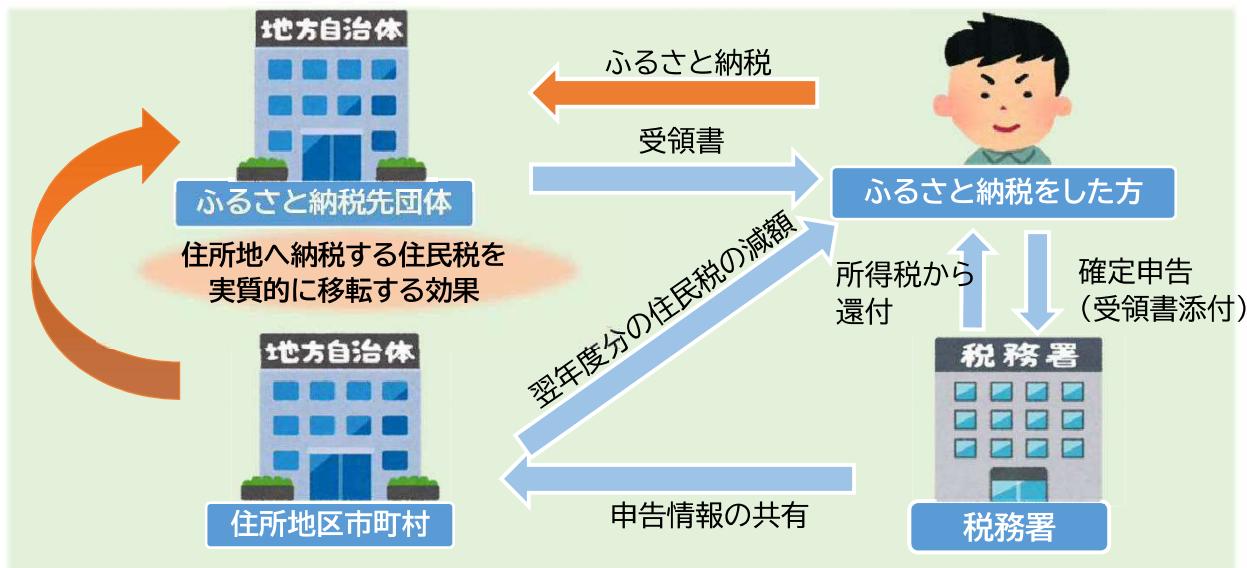
「納税」という言葉がついていますが、
実際には、**自治体への「寄附金」**のことをいいます。



ふるさと納税の意義と仕組み

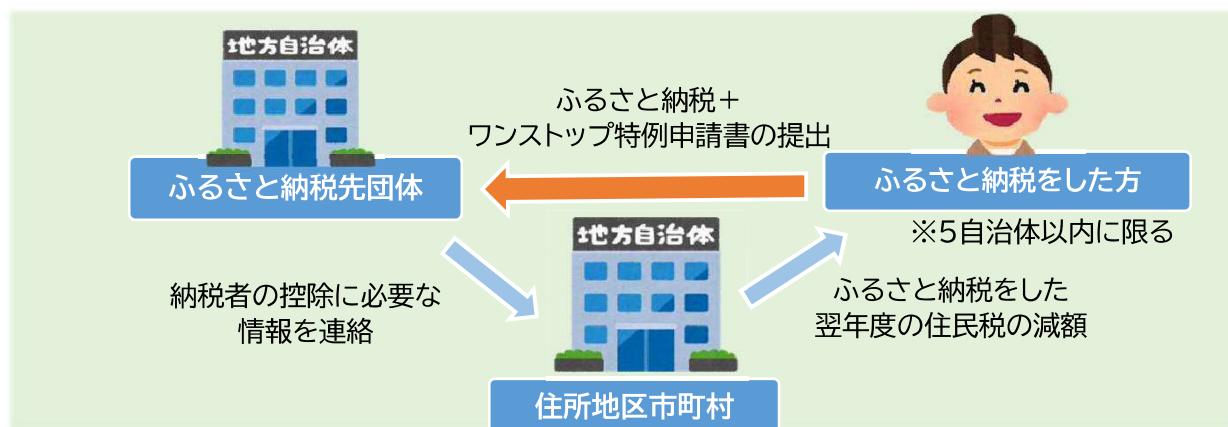
(総務省ふるさと納税ポータルサイトより)

- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールする事で、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる



ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、主に確定申告を必要としない給与所得者等について、所定の手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



ふるさと納税の控除額について

ふるさと納税の控除額の計算式は次の通りです。

$$\text{ふるさと納税控除額} = \text{基本控除額} + \text{特例控除額} + \text{申告特例控除額}$$

※ワンストップ特例のみ

基本控除額

…(ふるさと納税額-2000円)×住民税率(10%)

特例控除額

…(ふるさと納税額-2000円)×特例控除割合

※住民税の所得割額の2割を限度

申告特例控除額

…特例控除額×申告特例控除率

控除額のイメージ

確定申告の場合

適用下限額2000円を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外は

住民税から控除されます。

基本控除額+特例控除額

ワンストップ特例の場合

ワンストップ特例を利用する場合、

本来所得税で控除される分が「**申告特例控除額**」として

住民税から控除されます。

基本控除額+特例控除額+申告特例控除額

所得税控除額		申告特例控除額
基本控除額 (10%)		基本控除額 (10%)
特例控除額	住民税控除額	特例控除額
2000円	控除外	2000円

住民税から控除されると、
自分が暮らすまちの財源は減少します。

ワンストップ特例は、所得税の控除分も住民税から控除され、
自分が暮らすまちの財源はますます減少します。



豊島区の税収への影響

令和2年に豊島区の納税義務者がふるさと納税をした額は**約35億7,600万円**です。

⇒これにより、区民税は**約15億7,400万円減収**になります。

税務概要
コラム④

住民税の納め方とは？

住民税を納める方法は、3種類あります。

【普通徴収】

- ・区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法。
- ・納期は年4回（6・8・10・翌年1月末日）

【特別徴収】

- ・事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引いて、納入する方法。
- ・納期は年12回（6月から翌年5月に支給される給与から差し引く）

【年金特別徴収】

- ・公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法。
- ・納期は年6回（4・6・8・10・12・翌年2月に支給される公的年金から差し引く）



特別徴収は、6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者となる事業主のかた

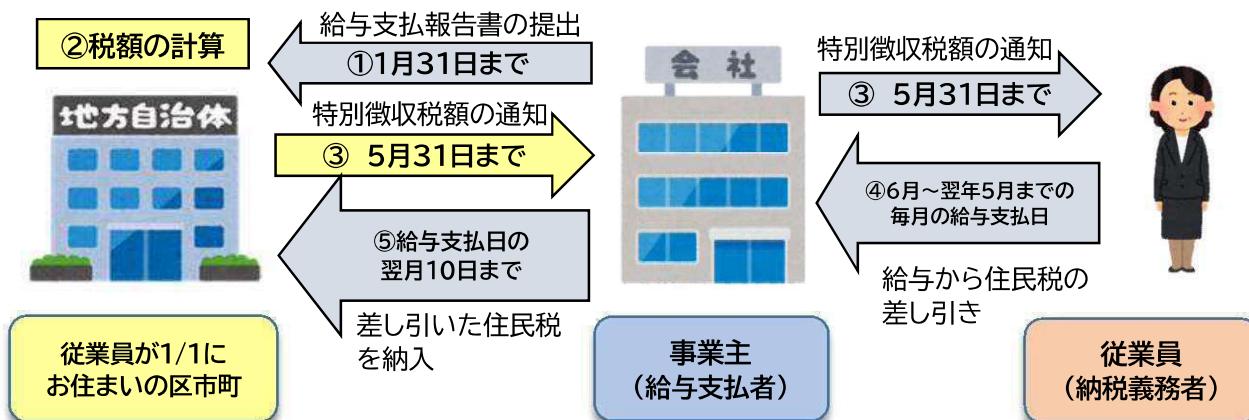
所得税の源泉徴収義務がある事業主のかたは、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収の対象となる従業員のかた

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされています。
東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しており、「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとしています。

特別徴収の仕組み



特別区民税の主な改正内容について

1. 子育てに係る助成等の非課税措置(令和4年度適用)

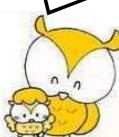
子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となります。

国や地方公共団体からの子育てに関する助成については雑所得となるものが多いですが、学資金(奨学金など)や保育無償化により国から受け取る補助が非課税であることから、今回下記に関するものについても非課税とすることとなりました。

具体的な対象範囲

- ・ベビーシッターの利用料に対する助成
- ・認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ・一時預かり、病児保育等で子どもを預ける施設の利用料に関する助成
- ・上記助成と一体して行われるもの
(家事支援、施設利用の際の主食費、副食費、交通費等)

子どもの年齢制限
はありません。



2. 住宅ローン控除の適用期間延長等(令和4年度適用)

令和元年度の税制改正において、消費税率10%で住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住を開始した場合で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合には、控除が13年目まで可能になりました。

今回の改正で、令和2年12月31日までの期限が令和4年12月31日まで延長されます(注文住宅R2.10～R3.9、分譲住宅R2.12～R3.11の間に契約した住宅)。

控除が13年目まで可能な条件					
		2019	2020	2021	2022
改正前	入居期間	2019.10			
	面積条件	50m ² 以上			

また今回の改正期間に該当かつ所得税に係る合計所得金額が1000万円以下の場合、床面積50m²以上の住宅のみに適用される本制度が40m²以上の住宅にも適用することとなります。

控除が13年目まで可能な条件					
	入居期間	2019	2020	2021	2022
改正後	入居期間				
	面積条件	50m ² 以上		1000万円以下の世帯に限り、40m ² 以上	

3. 寄附金控除制度の改正(令和4年度適用)

寄附金控除の対象となる団体のうち、「特定公益増進法人」に関して改正がありました。

- ①出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を対象から除外
- ②地方独立行政法人の試験研究の成果を活用する事業を行う者へ出資する法人を追加
特定公益増進法人：日本赤十字社、学校法人など教育や社会福祉への貢献等に寄与する法人

特別区民税の主な改正内容について

4. セルフメディケーション税制の見直し(令和5年度適用)

予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防の取り組みを行っている者が、スイッチOTC薬(医療用医薬品の薬を一般の人も買える大衆薬として転用したもの)の購入費用を一定以上支払った場合に、その額を控除する制度です。

対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を行ったうえで、適用期限を5年延長することとなります。

	改正前	改正後
控除対象 医薬品	いわゆるスイッチ OTC薬	スイッチOTC薬から、費用の適正化効果の薄いものを対象外とする 費用の適正化効果が高いと考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC以外の一般用医薬品にも対象を拡充
適用期間	平成29年1月1日から 令和3年12月31日まで	適用期限を令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで5年延長
手続き	取組(予防接種等)に関する書類は確定申告書への添付が必要	取組に関する書類の確定申告書への添付は不要

5. 退職所得課税の適正化(令和4年支払い分~)

退職金は長期間働いた分を一括で受け取るため、税金の負担が少なくなるよう、退職金から退職所得控除額を引いた残額に2分の1をかけてから税率をかけるよう配慮されています。

退職金に係る税額の計算方法:(退職金 - 退職所得控除額) × 1/2 × 10%

ただし、勤続年数5年以下の法人役員等に支払われる退職金にはこの2分の1をかけないことになっています。令和4年以降支払われる退職手当からは、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、2分の1をかけないことになります。
しかし本制度は、退職金から退職所得控除額を引いた残額が300万を超える場合のみ、超える部分に対して適用されます。

例) 勤続年数3年、退職金500万円の場合

☆改正前

$$500\text{万円} - (40\text{万円} \times 3\text{年}) = 380\text{万円}$$

$$380\text{万円} \times 1/2 \times 10\% = 19\text{万円}$$

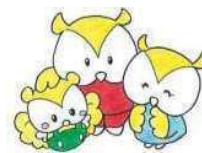
合計19万円

☆改正後

$$500\text{万円} - (40\text{万円} \times 3\text{年}) = 380\text{万円}$$

$$\begin{array}{l} \text{300万円まで : } 300\text{万円} \times 1/2 \times 10\% = 15\text{万円} \\ \text{80万円 : } 80\text{万円} \times 1 \times 10\% = 8\text{万円} \end{array}$$

合計23万円



第4章 —納税状況等—

1 納税の方法(納税方法の種類と割合)

2 収納率の推移

3 滞納者の年齢及び滞納額

4 分割納付と納税の猶予

5 督促・催告の推移

6 差押え件数と滞納額の推移

7 口座振替加入者数・率の推移

8 税証明発行数の推移

コラム⑥ 税金の還付とは？

コラム⑦ 収納率向上のための取り組み



1 納税の方法 (納税方法の種類と割合)

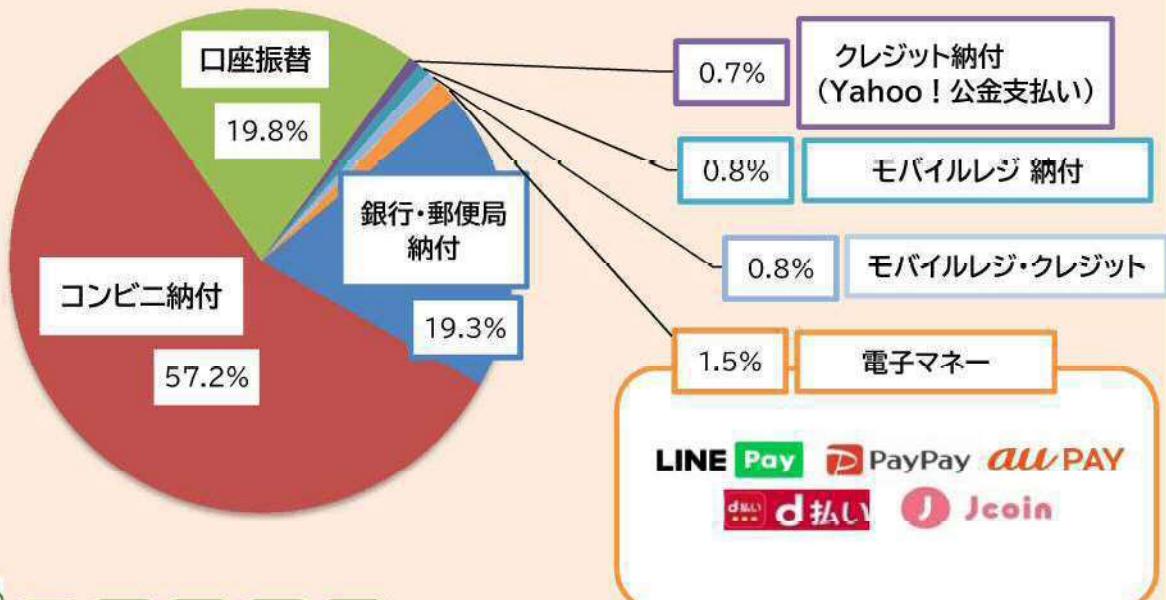


普通徴収の納付書が送られてきましたが、
どこで納付をすればいいですか？

普通徴収の場合、コンビニ・銀行・郵便局の窓口で納付できます。また、手続きをすれば、口座振替・クレジット・モバイルレジ・電子マネーでも納付することができます。



**普通徴収の納税方法別の納付件数割合
(令和2年度決算)**



P O I N T

住民税は様々な方法で納付が可能です。コンビニ納付は24時間、また外出先でいつでも納付ができます。口座振替払いは、自動引落しのため納め忘れがなく便利です。近年、自宅で納付手続きができる電子マネーやモバイルレジネットバンキングでの納付が増えてきています。

電子マネーやモバイルレジネットバンキングで納付するためには、事前にアプリのダウンロードやチャージ、またはネットバンキングの登録が必要です。納付書(30万円以下に限る)のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、税金を納付することができます。

2 収納率の推移

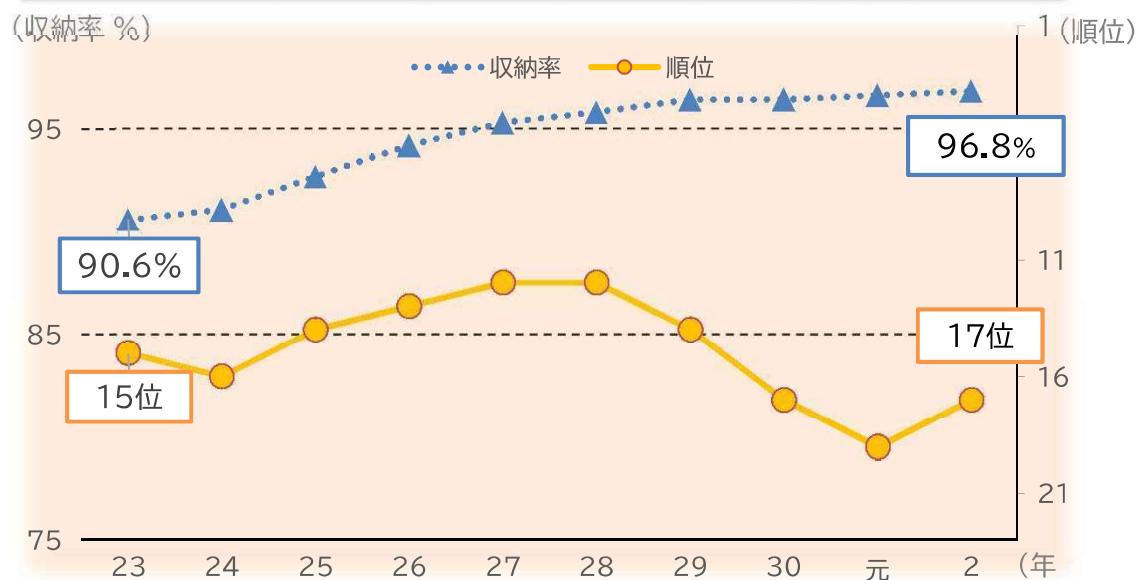


豊島区の収納率はどのくらいですか？

令和2年度の収納率は96.8%で過去最高となりました。平成23年度から10年連続で、収納率が向上しています。



特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合

【 収納率 = 収納額 ÷ 課税額 】で算出される。



P O I N T

休日・夜間の納税相談、納付案内センターによる電話・訪問催告、ショートメッセージサービス(SMS)による催告、差押えの強化など収納率向上のための対策を継続的におこなっています。また、コンビニ収納、モバイルレジ収納、クレジット収納、電子マネー収納等の納税方法の拡充により、令和2年度は96.8%と過去最高の収納率になっています。

3 滞納者の年齢及び滞納額



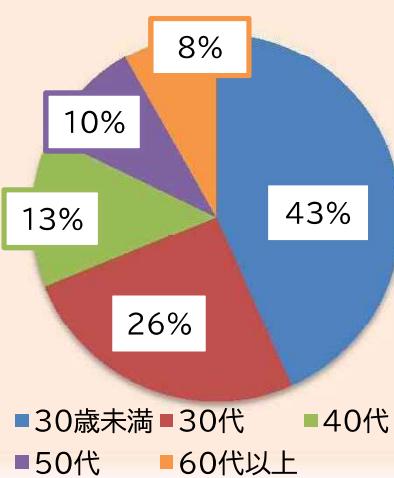
滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況ですか？

令和2年度末では、年齢は30歳未満の方が最も多い、
滞納額では10万円以下の滞納を抱えている方が約65%を
占めています。

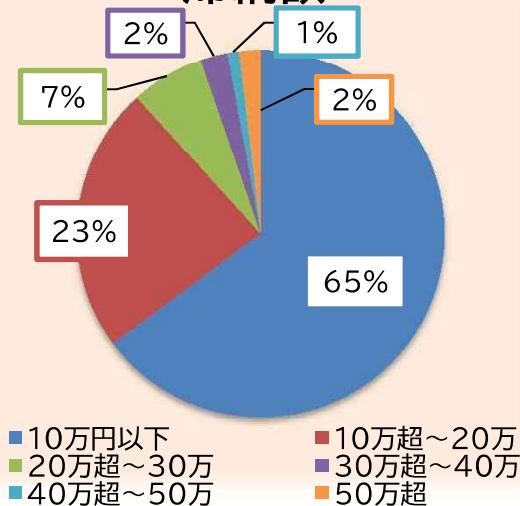


滞納者の年齢・滞納額の割合(令和2年度末)

滞納者の年齢



滞納額



P O I N T

納付相談から、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。
なお、令和2年度は、コロナ禍も家計に大きく影響しました。

【経済的困窮】 失業、倒産などで世帯収入が減少した。

病気、育児、加齢などにより就労ができない。

就労先が見つからない。

【その他】 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違い。

個人的債務を優先。

住民税が翌年度課税であることを知らなかった。

会社の給料から差し引かれていると思っていた。

4 分割納付と納税の猶予

 退職や入院などで納付書の期限に納付ができないときはどうすればいいですか？

住民税は前年の収入により決定しているため、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。
納税が困難になったときは、まずはご相談ください。
生活状況をお伺いしたうえで、分割して納付することもできます。ただし、延滞金が発生することがあります。

分納誓約者数の推移



P O I N T

【地方税法第15条】(徴収猶予)

地方団体の長は、納税者が天災・盗難・疾病・休廃業等の場合において一時に納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

【地方税法附則第59条】(特例猶予制度) ※令和2年度限り

新型コロナウィルスの影響により、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した場合で、一時に納税できないと認めるときは、一年間、その徴収を猶予することができます。この場合、分割納付は不要(希望により納付は可能)で納税を遅らせることができます。延滞金も全額免除されます。

5 督促・催告の推移



督促状・催告書はどのくらい発付されていますか？

令和2年度は、督促状を約54,000通発付しています。
催告書は7・12月の合計で約14,000通発付しています。



督促状の推移



催告書の推移



P O I N T

督促状とは？

納期限までに納付がない場合、地方税法に基づいて納付がない全ての方に発付されます。納期内に納税される方が増え、発付数は減少傾向にあります。

催告書とは？

督促状を発付してもなお納付がない方へ発付しています。滞納の減少に伴い、発付数も減少傾向にありましたが、コロナ禍が家計に影響したことから、令和2年度は前年比で増加しました。7月と12月を比較した場合、12月の発付数が多い理由は催告対象期別が増えるためです。

7月催告→滞納繰越分のみ、12月催告→滞納繰越分 + 現年度第1期、第2期

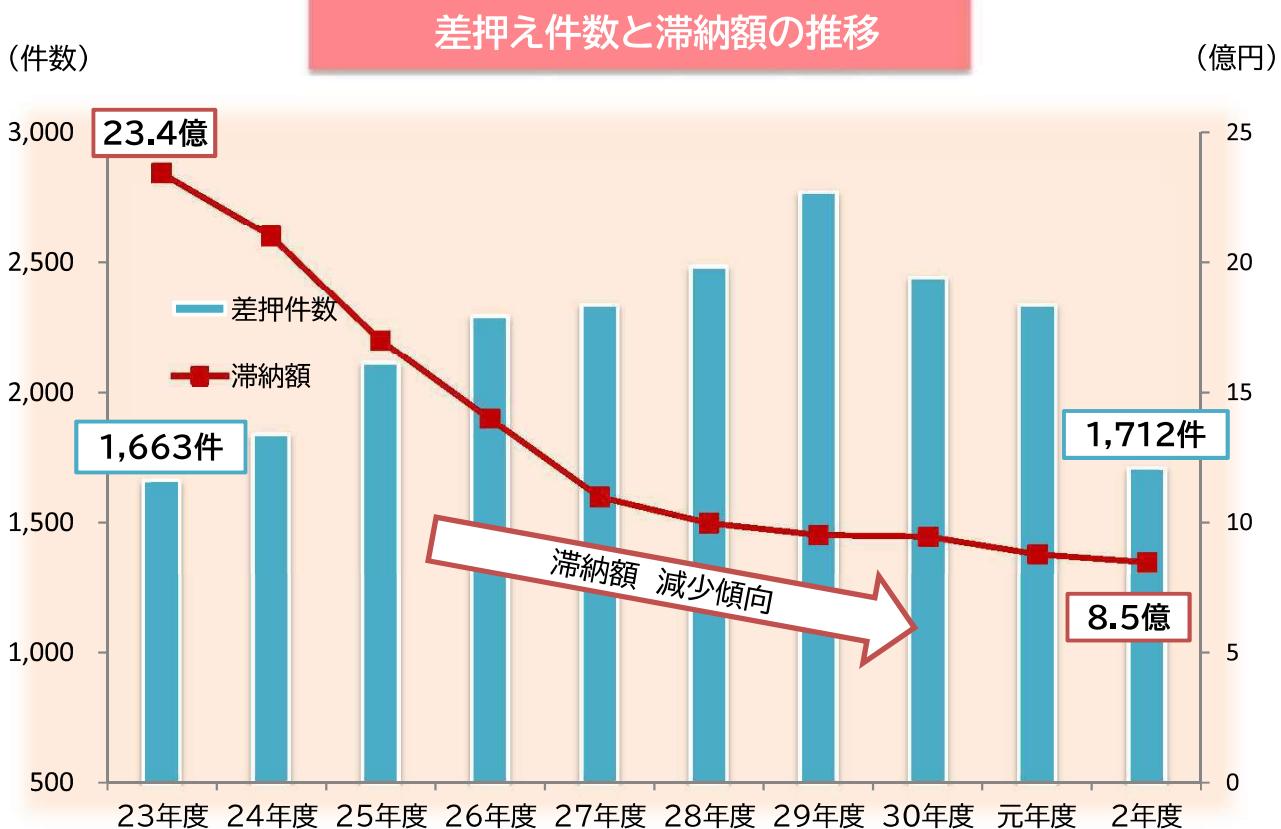
6 差押え件数と滞納額の推移



豊島区ではどのくらい差押えを実施し、滞納額はどのような推移になっていますか？



令和2年度は約1,700件の差押えを実施しました。
滞納額の減少傾向が続いています。



P O I N T

平成24年度から集中的な財産調査、差押えによる滞納処分を強化しました。窓口、電話での納税交渉や早期に滞納整理を進めた結果、令和2年度の滞納額は、8億円台まで圧縮することができました。今後もコロナ禍の状況にも配慮しながら、滞納額のさらなる減少を目指し、早期の納税交渉を積極的に進めていきます。

※令和2年度はコロナ禍が納税者の生活にも大きく影響しました。この状況に配慮し、特別定額給付金や持続化給付金等の預金差押を抑制したため、差押え件数が減少しています。

7 口座振替加入者数・率の推移



口座振替に加入している人はどのくらいいますか？

口座振替加入者は令和2年度で約21,500人です。
普通徴収の納税義務者に占める割合は約3割です。



口座振替加入者数(率)の推移



※加入率…現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合



POINT

口座振替にすることで、納付の手間が省け、納め忘れが防げます。豊島区では、口座振替の受付に関する手続きを電子化し、キャッシュカードがあれば区役所の窓口で手続きができる「口座振替受付サービス(※)」の導入や、督促状に口座振替申込書を同封することにより、口座振替を推進しています。加入者数、口座振替率ともに増加傾向にあります。

(※)取扱金融機関に限りがあります。

また、お手続きができるのは口座名義人ご本人に限ります。

8 税証明発行数の推移

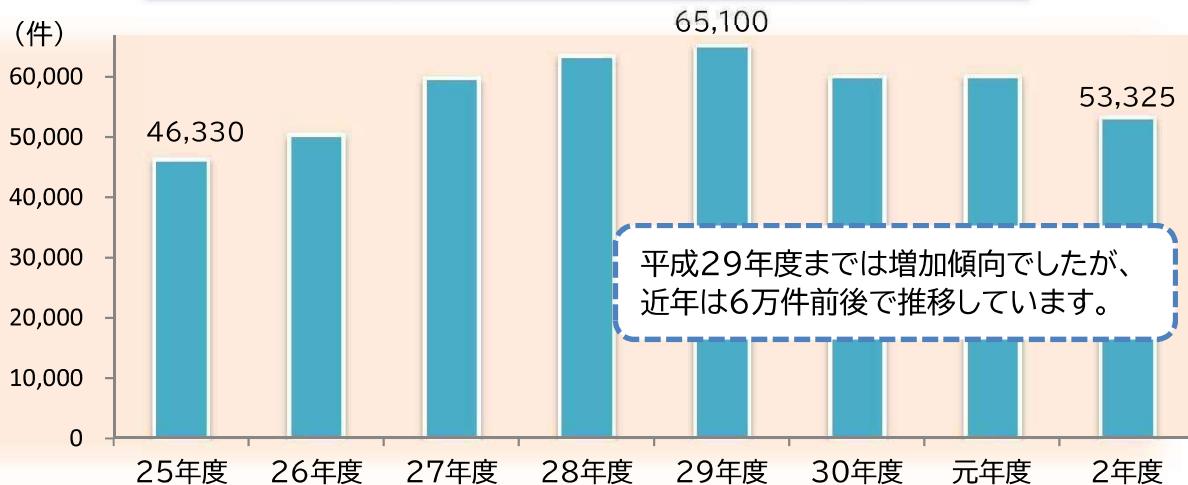


税証明はどのくらい発行されていますか？

令和2年度は、約53,000件を発行しています。



税証明発行数の推移(税務課発行分ほか)



平成28年度より、マイナンバーカードを利用したコンビニでの発行ができるようになりました。



P O I N T

平成28年度から始まったコンビニでの発行数は、年々増加しています。

なお、税務課窓口で発行する場合、手数料の支払いは、電子マネー等キャッシュレス決済の支払も可能です。

税務概要
コラム⑥

税金の還付とは？



税金を払いすぎたり、間違って払ってしまったときに過払い分の金額を返すことです。

ケース①



息子の扶養を取り忘れたかも？

医療費高かったんだけど申告していない…

申告

×10,000

支払済の住民税が減額

○5,000

ケース②



納付書が2枚あるから、どっちも支払おう。



支払済の期分を二重払い

有

未納の区税がある？

無

過払い分を未納分に
充当

過払い分を
還付

還付の流れ



①還付通知送付



④通帳記帳により確認



役所

②還付請求

③本人指定口座へ入金

本人口座

※入金まで1か月程度かかる場合があります。

税務概要
コラム⑦

収納率向上のための取り組み



豊島区では、収納対策として携帯電話、スマートフォンのショートメッセージサービス機能(SMS機能)を活用した催告、納付案内をしています。その他、収納方法の拡大やベトナム語、中国語に対応する相談員による納付案内など特色のある取組みを行っています。

豊島区での収納対策事例

ショートメッセージサービス(SMS)による納付案内・催告

SMSは携帯電話の番号だけで、メッセージを送信できる機能です。この機能を活用して納付案内、催告を行っています。

従来の訪問や電話、文書による案内と併せることでより確実に情報を区民の方に届けます。

イメージ



ベトナム語・中国語専門相談員による納付案内

近年多くの外国籍の方が豊島区に転入し、住民税を滞納するケースが増えています。

そのため、ベトナム人、中国人の職員を配置し、電話での納付勧奨と窓口での税に関する相談の通訳等により、住民税への理解(住民税の制度、納付義務、納付方法等)の促進と滞納の抑制を図っています。

収納チャネルの拡大

これまでも利用可能だったクレジットカード(モバイルレジ)や電子マネーLINE Payでの納付に加え、令和3年4月からはPayPay、7月からはd払い、au PAY、J-coin Payもご利用いただけるようになりました。

納付書のバーコードを読み込み、24時間いつでも納付できる便利な納付方法で納付を促します。

新型コロナウイルスにより経済的影響を受けている方の納付相談・利用可能な支援制度

新型コロナウイルスは納税者の生活にも大きな影響を及ぼしています。納税者の生活に配慮しつつ、日々納税交渉にあたっています。

また、納税者の生活状況に応じて利用可能な支援制度を紹介するなど、生活維持に必要な情報の提供もおこなっています。

